

決算審査意見書等の提出について

令和3年度決算等審査意見書、健全化判断比率等審査意見書、内部統制評価報告書審査意見書を監査委員が山中 竹春 横浜市長に提出しました。

※ 提出時の写真を提供することも可能です。

1 日時・場所

令和4年9月15日（木）10時 市庁舎8階市長応接室

2 令和3年度決算の審査結果

(1) 一般会計・特別会計決算の審査結果（詳細は別添のとおり）

- ・ 決算の計数はいずれも正確
- ・ 予算の執行はおおむね適正

意見

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民生活や経済活動が大きな影響を受けていることを踏まえ、令和3年度は当初予算に「くらし・経済対策」に係る予算を計上するとともに、必要に応じて補正予算を編成し、感染症対策の強化や、経済対策等に取り組んだ。

その財源としては、国・県の補助金や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用するとともに、本市の全ての事業で歳出抑制・執行管理を徹底し、不用が見込まれる事業について減額補正を行うなど、財源の捻出にも取り組んだ。

また、市税収入をみると、給与所得の減や税制改正等による減収があったが、収納率の向上もあり、令和2年度と比較して50億円の減収にとどまった。

このような中、令和3年度の一般会計決算の歳入、歳出はそれぞれ2兆1,554億円、2兆1,343億円となり、実質収支は112億円の黒字となった。

令和3年度は「横浜市中期4か年計画2018～2021」の最終年度であり、「横浜方式のプライマリーバランス」及び「一般会計が対応する借入金残高」のいずれも、財政目標として掲げた目標値を達成した。

しかしながら、本市の財政状況は、今後より一層厳しさを増すことが見込まれることから、将来にわたり安定した市政運営の「土台」となる持続的な財政を実現するため、中長期の財政方針として「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を令和4年6月に策定した。

高齢化の進展による社会保障経費のさらなる増加と人口減少による市税収入の減少が見込まれる中、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」に基づき、持続的な財政の実現に向けて中長期的な視点をもって財政運営を進めるとともに、事業執行に当たっては、適正な事務手続のもと、計画的な予算執行をより一層徹底し、財政規律の維持と必要な財源の確保に努められたい。

(一般会計意見書P.30)

(2) 企業会計決算の審査結果（詳細は別添のとおり）

- ・各事業の決算報告書その他財務諸表は関係法令に準拠して作成され、適正に表示

意見

令和3年度は、各公営企業では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を1年を通して受けながらも、市民生活への影響に配慮して事業を行った。

具体的には、病院事業では、公立病院としての役割を果たすため、通常医療と新型コロナウイルス感染症への対応を両立して多くの患者を受け入れた。また、水道事業及び下水道事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払が困難な方に対して支払猶予の措置を行った。加えて、自動車事業及び高速鉄道事業では、車内や施設の定期的な消毒や換気対策など、乗客と職員の感染防止に配慮しながら、安全で確実な輸送サービスの提供を行った。

こうした中、令和3年度決算は、多くの事業で根幹収入や経常利益が増加するなど令和2年度に比べて改善が見られたが、経営状況は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準までは回復していない状況にある。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれる中、施設等の老朽化に伴う維持・更新、地震や風水害など災害への対応など様々な課題に加え、中長期的には人口減少の影響も踏まえると、経営は厳しさを増すものと考えられる。

各事業においては、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響に配慮しつつ、市民の日常生活を支える公営企業として求められるサービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、持続可能な経営基盤の確立に努められたい。（企業会計意見書P.6）

3 健全化判断比率等の審査結果（詳細は別添のとおり）

- ・健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令の規定に基づき適正に算定
- ・算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成

（単位：％）

	令和3年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率			
(1) 実質赤字比率	—	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	129.9	400.0	

注 実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため「—」と表記した。

（単位：％）

	令和3年度決算	経営健全化基準
資金不足比率	資金不足額は算定対象会計全てで発生していない	20.0

次頁あり

4 令和3年度内部統制評価報告書の審査結果（詳細は別添のとおり）

「令和3年度横浜市内部統制評価報告書」について、実際に行われた評価の過程を確認することにより、評価手続に沿って評価が適切に実施されたか審査した。また、市長が評価結果を得るに至った根拠を確認し、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか審査した。審査に当たっては、その他の監査等において得られた知見も活用した。

このように審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相当である。

付記事項

ア 内部統制制度における継続性の確保について

内部統制制度については、今後は、単年度で評価を完結するのではなく、年度を越えて継続的な評価を行うことにより事務の改善を続けていく仕組みが求められる。

令和3年度は、「リスク評価シート」で「不備あり」となったリスクについて翌年度にも評価結果を記載することにより、内部統制制度の取組が継続したものとなるよう工夫しており、内部統制制度の有効性を高める効果があると認められる。

将来的には、「不備なし」とされているリスクについても、内部統制制度が継続性を持って運用できる仕組みを構築されたい。

イ 財務監査における指摘への対応について

財務監査において毎年度同様の指摘が繰り返されている状況を踏まえ、その改善についても取り組まれない。

ウ 令和4年度に判明した「議決を経ていない財産の取得」の再発防止について

「議決を経ていない財産の取得」は、議会が市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行う役割を担うという二元代表制のもとで起きた重大な事案である。同様のことが繰り返されることのないよう、再発防止策が全ての区局本部に周知徹底され、着実に実施されることを期待する。

令和3年度は、運用上の重大な不備が発生し、内部統制は一部有効に運用されていなかった。内部統制制度の実効性をさらに高めることにより事務の適正化が図られ、市民の皆様からより一層信頼される行政運営となることを期待する。

お問合せ先

監査事務局財務監査課長 佐倉 康之 Tel 045-671-3362